## く対策のポイント>

燃油や養殖用配合飼料の価格が上昇した場合にその影響を緩和するための備えとして**漁業者・養殖業者と国の拠出により**、燃油・配合飼料価格が上昇した ときに影響を緩和するための補塡金を交付するセーフティーネットを構築します。

## <政策目標>

漁業経営安定対策のもとで資源管理等に取り組む漁業者による漁業生産の割合(90%「平成34年度まで))

## く事業の内容>

- 燃油価格や配合飼料価格の上昇に備えて、漁業者・養殖業者と国が資金を積 立てます。
- 燃油については原油価格、配合飼料については配合飼料価格が、一定の基準 を超えて上昇した場合に、漁業者や養殖業者に対し、補塡金が支払われます。
- 補塡金は、漁業者・養殖業者と国が1対1の割合で負担します(燃油につい) ては、国の負担割合を段階的に高めて補塡)。

#### 補塡基準

- 補塡金は、四半期ごとに、当該四半期の原油又は配合飼料の平均価格が7 中5平均値※を超えた場合に交付されます。
- ※ 7 中 5 平均値: 直前 7 年間(84ヶ月分)の各月の平均価格のうち、高値12ヶ月分 と低値12ヶ月分を除いた5年(60ヶ月)分の平均値

#### 急騰対策

○ 燃油については、補塡基準価格を超えない場合でも一定期間に急激な上昇が あった場合には補塡金が支払われます。

#### <事業の流れ>

定額

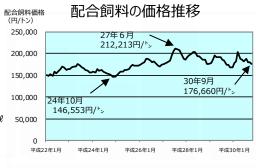
一社)漁業経営安定化推進協会

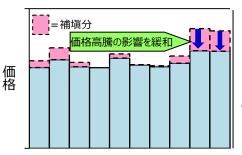


漁業者,養殖業者

# く事業イメージン







燃油や配合飼料価格の 高騰が長期間続いても 安心だね!



(03-6744-2341)

[お問い合わせ先]

漁業用燃油 : 水産庁企画課 養殖用配合飼料:水産庁栽培養殖課

(03-6744-2383)